

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第2回 | 2023年3月



香港政府はOECDのBEPS防止措置実施条約の適用条項を発効させるための手続を完了

サマリー

中華人民共和国（以下、中国）は、香港特別行政区（以下、香港）に代わり、香港の二重課税防止協定（以下、DTA）39件のうち31件について、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS防止措置実施条約、以下、MLI）の適用条項を発効させるための内部手続を完了したことを確認する通知をOECDに寄託した。これにより、香港が適用を選択した条約乱用防止のための主要目的テスト（PPT）やその他のMLI条項について、源泉税（以下、WHT）は2023年4月1日、その他の税金は2024/25年度より発効となる。



2023年2月21日、中国は香港に代わり、香港が選択したMLI条項を発効させるための内部手続の完了通知¹をOECDに寄託した。これは、香港が対象となるDTA²に関して、選択したMLI条項を発効させるために必要なすべての内部手続を完了したことを確認するものである。

MLI条項が香港及び関連する租税条約の法域で発効した時に、香港の対象DTAは、OECDが推奨する租税条約関連BEPS措置（主要目的テスト等）を取り入れるために変更される。MLIによってもたらされる変更、それらの変更の発効日、香港企業への潜在的な影響の詳細については、[香港タックスアラート-第14回（2022年8月）](#)を参照すること。

香港の最終的なMLIポジション（2022年5月25日にOECDに寄託）では、香港の既存の46件のDTAのうち、39件がMLIの対象となっていたが、2023年2月21日に寄託された通知では、対象となる香港のDTA39件のうち31件にのみ適用される。

¹ OECDに寄託された完了通知については、このリンクからアクセス可能: <https://www.oecd.org/tax/treaties/beps-ml-notification-article-35-7-b-hong-kong.pdf>

² 香港内の税法の一部としてMLIを組み込んだ香港の税務条例（税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間条約）は、2022年12月9日に施行された。詳細は[香港タックスアラート-18号（2022年10月）](#)（英語）を参照すること

2023年2月28日現在、香港とDTAを締結している法域	MLIの対象外となる香港のDTA	MLI通知文書の対象とならない香港のDTA
オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルネイ、カンボジア、カナダ、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マカオ特別行政区、中国本土、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、南アフリカ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、ベトナム (合計: 46)	エストニア、フィンランド、ジョージア、マカオ特別行政区、中国本土、モーリシャス、セルビア(合計: 7) とのDTA(Note 1)	ベラルーシ、ブルネイ、カンボジア、イタリア、クウェート、メキシコ、スイス、ベトナム(合計: 8)とのDTA (Note 2)

Notes:

1. これらは、(i)同じ中国内である中国本土、マカオ特別行政区とのDTA、または(ii)2018年以降に署名し、香港が採用することを選択したすべてのMLI条項を既に含んでいるDTAであるため、MLIの対象外となる。
2. これら8つの法域は、スイスは2019年にOECDに寄託したMLIポジションに香港との租税条約を対象租税協定として含めておらず、残りの法域はMLIの現在の署名法域ではないか、またはMLIの批准書をまだOECDに寄託していないため、MLI通知文書の対象とならない。

一例として、香港と日本のDTAについて、それぞれのMLI変更の発効日を以下の表に示す。

法域	MLI変更の発効日
香港	<ul style="list-style-type: none"> • WHT - 2023年4月1日以後 • その他の税金 - 2024年4月1日以後に開始する評価年度（2024/25以降の評価年度）
日本	<ul style="list-style-type: none"> • WHT - 2024年1月1日以後 • その他の税金 - 2023年9月23日以後に開始する課税期間（2024年4月1日以後に開始する課税期間）

KPMGの見解

MLIの影響、およびMLIによってもたらされる変更が有効になる特定の日付/期間は、香港の個々のDTAによって異なる可能性がある。条約締結国から条約上の利益（配当、利子、ロイヤリティに対するWHT税率の引き下げやキャピタルゲインの非課税など）を求める香港の企業グループや、香港から条約上の利益（ロイヤリティに対するWHT税率の引き下げなど）を得たい外国居住者は、（1）関連DTAの変更にMLI条項がどのように適用されるかを理解し、（2）これらの条約上の利益の適用による潜在的な影響について評価し、（3）現在の保有または投資構造に対する修正が要求されるかどうかを判断すべきである。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳 蔚
Head of GJP China Tax
Tel:+86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李 輝
Partner
Tel:+86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel:+86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 壘
Senior Manager
Tel:+ 852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel:+ 852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山 紗綾花
Manager
Tel:+ 852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel:+ 852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel:+ 852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel:+ 852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel:+ 852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.